



静岡労働局発表
令和4年8月25日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 太田 忠浩
(電話)054-254-6315

静岡県最低賃金の改正を決定しました。
～令和4年10月5日(予定)から時間額944円に～

静岡労働局(局長 石丸 哲治)は、静岡県最低賃金を 31 円引上げ時間額944円に改正することを本日決定し、官報公示の手続きを行いました。

- 静岡県最低賃金(地域別最低賃金)の改正については、本年7月1日、静岡労働局長から静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)に対し諮問を行いました。
- 同審議会は審議の結果、8月9日、現行の時間額913円を 31 円引き上げて944円に改正する(引上率 3.40%)ことが適当である旨の答申を行いました。
- これを受けて静岡労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、静岡県最低賃金を時間額944円とする決定を行いました。
なお、官報公示は9月5日を予定しており、効力発生日は令和4年 10 月5日となる見込みです。

報道関係者 各位

令和4年8月23日

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 岡 英範
主任中央賃金指導官 友住 弘一郎
副主任中央賃金指導官 杉山 彰浩

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 31 円引上げの 961 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、8月2日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和4年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、30 円～33 円の引上げ（引上げ額が 30 円は 11 県、31 円は 20 都道府県、32 円は 11 県、33 円は 5 県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 961 円（昨年度 930 円）
- ・ 全国加重平均額 31 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,072 円）に対する最低額（853 円）の比率は、79.6%（昨年度は 78.8%。なお、この比率は 8 年連続の改善）

(別紙) 令和4年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

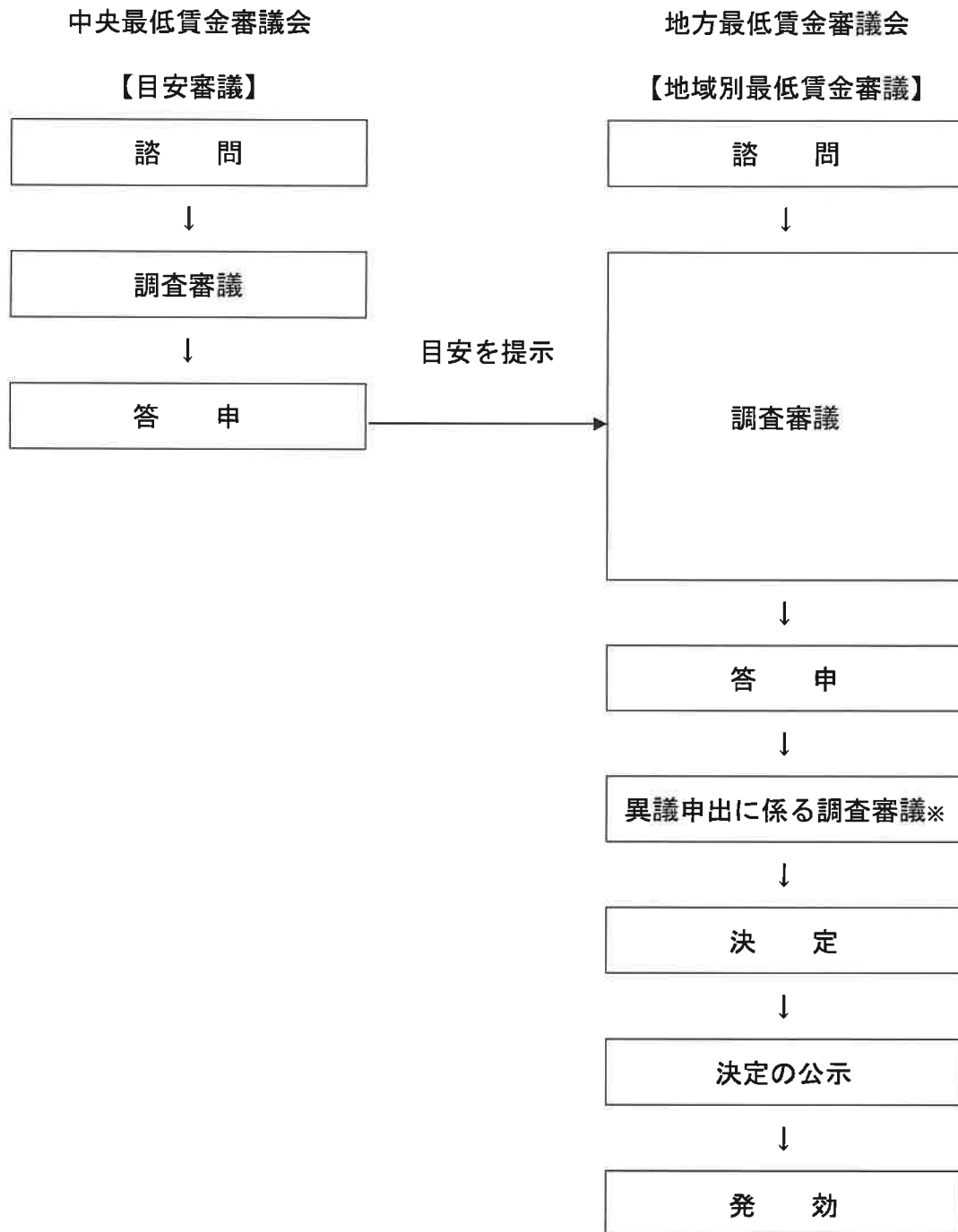
令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	30	920 (889)	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 (853)	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 (828)	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 (879)	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 (882)	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 (865)	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 (956)	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 (953)	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 (1041)	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 (1040)	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 (859)	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 (861)	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 (858)	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 (866)	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 (880)	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 (913)	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 (955)	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 (902)	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 (896)	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 (937)	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 (992)	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 (928)	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 (866)	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 (859)	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 (824)	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 (862)	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 (899)	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 (857)	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 (824)	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 (848)	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 (870)	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 (930)	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

もう、チェックした？



静岡県

最低賃金

9

4

4

時間額

円

令和4年10月5日から（予定）

※ 産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。



厚生労働省・静岡労働局